

喜多方市スポーツ少年団

県大会等出場助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市スポーツ少年団（以下「喜多方スポ少」という。）に登録し、かつ県大会等に出場する単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）に対し、大会への激励のため、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象大会)

第2条 次に掲げる大会に出場したチーム・選手に助成金を交付する。

- (1) 福島県総合スポーツ大会スポーツ少年団体育大会
- (2) 日本スポーツ少年団が主催又は主管する大会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、喜多方市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）が認める大会

(助成対象者及び助成額並びに交付の制限)

第3条 前条の大会に出場する個人・チームに、以下のとおり助成する。

- (1) 個人戦の場合は、一大会で選手1名につき一人1,000円。ただし、上限は一大会5名分の5,000円とする。
- (2) 団体戦の場合は、一大会で選手4名以下のチームへは一名につき一人1,000円。
- (3) 団体戦の場合は、一大会で選手5名以上のチームへは一チーム5,000円。

2 前項の助成金の申請・交付について、以下の制限を設ける。

- (1) 個人戦・団体戦とも行われる大会の場合の申請は、申請者が個人戦・団体戦のどちらかを選択し申請するものとする。
- (2) 単位団で年度内につき2回限りの交付とする。

(申請)

第4条 前条1項の申請は、単位団代表者が本部長に対し、別紙第7号様式（県大会等出場助成金交付申請書）により大会出場前に行うものとする。

2 前項の申請には、以下に掲げる関係書類1部を添え、本部長に提出しなければならない。ただし、第1号及び3号は、明確な理由がある場合に限り大会終了後の提出でもよい。

- (1) 大会開催要項・プログラム等の開催に関する書類
- (2) 収支予算書
- (3) 選手名簿
- (4) その他、本部長が必要とする書類

(交付決定)

第5条 本部長が当該助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付決定後、2週間以内に別紙第8号様式（助成金交付決定通知書）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 大会終了後1カ月以内に、別紙第9号様式（県大会等出場助成金実績報告書）

に次に掲げる書類を添えて、本部長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（大会結果）
- (2) 収支決算書
- (3) その他、本部長が必要とする書類

（交付決定の取消し又は返還）

第7条 本部長は、助成金の交付決定又は助成金交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したと判断した場合は、助成金交付の決定の取消し若しくは助成金の返還をさせることができる。

- (1) 申請書及び実績報告書並びに添付書類の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月16日より施行する。
- 2 令和3年7月28日 第3条第2項(3)及び第4条第2項(5)を一部改正（令和3年4月1日施行）
- 3 令和6年6月20日 第2条・第3条・第4条・第5条・第6条を一部改正